

02 提案をしてみよう

1 提案募集方式の概要

① 特色

個性を活かしつつ、自立した地方をつくるために、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応した地方分権改革を推進するとの観点から、平成26年から地方の発意に根ざした新たな取組として、「提案募集方式」が導入されています。

② 提案の主体

提案主体となることができる団体は、以下のとおりです。

各府省との調整対象となった
地方からの提案に対する
実現・対応の割合

79.3%



① 都道府県及び市町村（特別区を含む。）

② 一部事務組合及び広域連合

③ 全国的連合組織

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたもの）

④ 地方公共団体を構成員とする任意組織



③募集する提案の対象

提案の対象は、以下のとおりです。



対象

01

地方公共団体への事務・権限の移譲

- ① 国から地方公共団体への移譲 ② 都道府県から市町村への移譲

※全国一律の権限移譲が難しいなどの場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた
選択的移譲(手挙げ方式)とする提案が可能

02

地方に対する規制緩和

(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)

- ① 法律、政令、府省令、告示、通知等によるもの
② 補助金等の要綱等によるもの

※各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化が対象

※補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外



対象外

- ① 国・地方の税財源配分や税制改正
- ② 予算事業の新設提案
- ③ 国が直接執行する事業の運用改善
- ④ 個別の公共用物に係る管理主体の変更
- ⑤ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

2 提案検討のポイント

① 地域の課題・支障事例を住民との接点の中から把握する

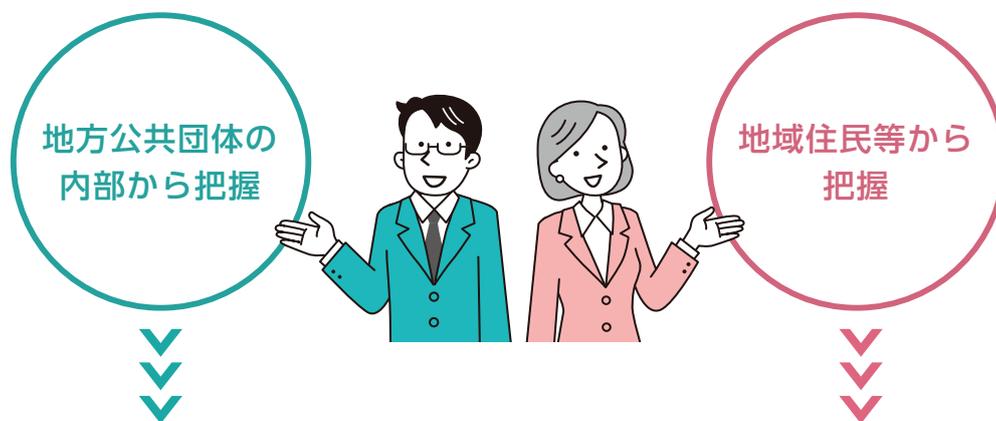


提案を考える上で最も重要なのが、提案の原動力となる「地域の課題・支障事例」を把握することです。

「論点は現場にあり」との言葉どおり、住民サービスの向上のために解決すべき地域の課題・支障事例は、住民との様々な接点を通じて、住民から寄せられる制度・施策への疑問や要望の中にあると言えます。同様に、住民から直接要望を受ける立場である首長や職員も、地域の課題・支障事例を感じる機会が多いのではないのでしょうか。

また、制度・施策に関わる住民、NPO、事業者等との意見交換を通じて、地域の課題・支障事例を把握することも有効です。

地域の課題・支障事例を把握する手法(例)



- ▶ 地域住民・事業者等の相談窓口となる担当者に集まる情報

- ▶ 首長へのメールや手紙、地方公共団体の目安箱への投書の窓口となる担当者に集まる情報

- ▶ 首長や職員の外部での講演や会見における発言内容

- ▶ 地方から関係機関に行う政策要望(規制緩和、特区を含む)の内容

- ▶ 地方公共団体が行うワークショップ・説明会で寄せられる要望・意見

- ▶ 地域住民から地方公共団体に寄せられる政策提案

- ▶ 住民サービスに関わるNPO、事業者が日頃から抱える疑問・要望(公共施設の管理事業者、地域の開発事業者、福祉関係のNPOなど)

- ▶ 例えば、子ども・子育て分野における幼稚園教諭や保育士など、その分野の現場関係者が日頃から抱える疑問・要望

② あらかじめ確認しておくことが望ましい事項

事前相談の段階では、提案内容や支障事例が必ずしも明確である必要はありませんが、相談を円滑に進めるため、提案団体において確認しておくことが望ましいポイントがいくつかあります。

(1) 根拠法令の確認

法令等には、法律、政令、府省令、告示、要綱、通知等の体系があり、実務に必要なルールがそれぞれの段階で定められています(法律の具体的な内容が政令で、さらに詳細な内容が府省令や通知等で定められています)。

地域の課題を解決するために、

①提案に関係している業務がどの法令等に基づき行われているものなのか

②どの法令等が業務の支障となっているのか

について確認しておくことが望ましいです。

(2) 提案の対象であるかどうか

提案募集方式を活用するためには、まず提案の対象であること、具体的には、

①地方公共団体への事務・権限の移譲

②地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)

いずれかに該当する必要があります。

その際、法令等の規定によって、地方公共団体に対し、一定の行為が裁量の余地なく求められているかが判断のポイントになります。

(3) 制度改正の必要性・効果の整理

地域の課題(支障)をどのように解決したらよいか、解決すると住民にとってどのような効果があるかということを整理します。制度改正による効果を記載する際には、「〇〇の事務が煩雑であることから、業務の効率化につながる」という行政側の視点に加え、「〇〇など、住民サービスの向上にもつながる」という住民目線の視点を伴う内容の方が、提案の説得力が高まります。



③ 支障事例について

支障事例は、現行の法令等によって、地域の現場が困っている点を具体的な事例として示すものであり、提案の中で最も重要な要素と言えます。説得力のある支障事例を示すことで、制度を所管する府省の理解を得て提案が実現される可能性を高めることができます。このため、支障事例は、現場に詳しい関係者とコミュニケーションをとりながら作成していく必要があります。これまでの提案をみると、説得力のある支障事例には、いくつかの類型がみられます。

説得力のある支障事例にみられる主な類型

● 今日の実情に合わない過度の規制や不合理な規制の廃止・合理化を求める場合

1. 国の基準が厳格すぎて、現場でやりたいことができない
2. 国の定めによって、不合理な状況や無駄な仕事が発生している

● 全国一律基準の緩和を求める場合

3. 施設や設備等の基準が地域の実情に合っていない
4. 職員・従事者の配置基準、資格要件が全国一律で地域の実情に合っていない
5. 地理・人口・産業構造等の地域特性に応じたまちづくりができない

<例>

保育所で待機児童が生じており、より多くの児童を保育所で受け入れたいが、ほふく室(乳児がはいはいする部屋)の面積については、国が一律に基準(1人当たり3.3㎡以上)を定めているので、既存の施設で受け入れることができない。

● ルールの明確化を求める場合

6. 法令の解釈が曖昧
7. 通知・要綱レベルの事業実施方法が曖昧

<例>

国の補助を受けて病児保育を実施する場合、児童概ね10人につき看護師等を1名以上配置することが必要とされているが、この看護師等が常時、配置しなければならないのか不明確。看護師等が近接する場所に従事し、緊急の場合に病児保育施設に駆けつけるといった運用が可能であるか、明らかにしたい。

● 事務の簡素化を求める場合

8. 書類・記入様式が多すぎるなど、事務的負担があまりにも大きい
9. 国(都道府県)が判断するため、時間がかかり、迅速な対応ができない
10. そもそも国との協議が形骸化している

● 住民サービスの向上を求める場合

11. 類似の事務・権限が、県と市町村で別々になっていて困る(市町村に一部権限がおりていないため、一体的な権限行使ができない)
12. 類似の事務やサービスに比べて、手間がかかる、不便である
13. 国(都道府県)が地域の実情に精通しておらず、困った事態が生じている

<例>

高額療養費の支給を申請する際、70歳未満の被保険者は、月毎に申請書を市区町村に提出しなければならない。一方で、70歳以上75歳未満の被保険者は、市区町村が条例等で別段の定めをすることで、手続の簡素化が可能。70歳未満の被保険者も申請手続を簡素化することはできないか。

④ 重点募集テーマについて

令和2年の提案募集からは、類似する制度改正等を一括して検討するため、重点的に募集するテーマを設定し、分野横断的な取組を推進しています。令和4年の重点募集テーマについては、地方分権改革有識者会議で決定の上、お示しする予定です。

令和3年 重点募集テーマ

計画策定等

地方公共団体に対し、計画等の策定やその手続を義務付ける規定等の見直し

- 計画等の策定に係る規定の見直し(廃止、「できる」規定化等)
- 計画等の内容に係る規定(盛り込むべき事項の記載等)の見直し
- 計画等の策定に係る手続の見直し(簡素化等) 等

<主な成果>

○農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化

都道府県が策定できる農村地域への産業の導入に関する基本計画において、都道府県における計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、計画の記載事項を簡素化する。

○地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化

地域再生計画及び実施計画等について、令和5年度事業に係る申請から、様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。また、同計画の提出窓口を令和5年度事業に係る申請から一本化する。

令和2年 重点募集テーマ

補助金関係

地方公共団体に対し、補助金の要綱等により過度な事務負担となる事務手続の簡素化・円滑化等

- 記載事項・記載内容の簡素化
- 添付書類の削減、弾力化
- 手続・協議の迅速化・合理化 等

<主な成果>

○自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金の早期の交付決定

自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金の交付決定について、工事の早期着手に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。

○保育所等整備交付金等の申請書類の簡素化等

保育所等整備交付金等の申請等に係る事務について、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請書類の簡素化やFAQの整備等を行う。

デジタル化関係

地方公共団体のデジタル化の推進を妨げる国の制度(法令解釈を含む)の見直し等

- 書面での申請・報告を求めている手続のオンライン化
- 行政機関間の情報連携等による添付書類の省略
- その他、デジタル技術の活用による手続の効率化 等

<主な成果>

○社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化

社会資本整備総合交付金の申請等について、公印の押印省略及び事務手続がシステム内で完結するように社会資本整備総合交付金システムの改修等を行う。

○高等学校等就学支援金の支給事務におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大

高等学校等就学支援金の支給に関する事務について、申請者の受給資格(収入の状況)が確認できるよう、マイナンバー制度による情報連携の対象に生活保護関係情報を追加する。

⑤ 提案募集方式データベース

提案募集方式データベースは、これまでに地方公共団体等から提出された個々の提案を網羅的に収集・整理したものです。過去の提案の確認や支障事例の書き方の参考としてご活用ください。

検索の特長

- ① 年度や分野別にこれまでの提案を検索することができます。
- ② 提案団体や所管・関係府省庁、法令別にも検索することができます。
- ③ 提案毎の調整結果(閣議決定における記載内容)を検索することができます。
- ④ 措置に伴い発出された通知、その他資料等についても閲覧することができます。

3つの活用指針

提案募集方式データベースは3つの活用指針をもとに構築されています。

アーカイブ(積み重ね)
提案募集方式のこれまでの「歴史」を知る

ユーティリティ(公益性)
誰でも、気軽に、便利に使える

ポテンシャル(発展性)
ユーザー自らが発展させる

検索の手順

- ① 内閣府地方分権改革推進室の提案募集方式データベース(下記アドレス)にアクセスし、提案募集方式データベース(Excel形式)をダウンロードしてください。
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>

簡単に検索できる!

- ② ダウンロードしたエクセルファイルを開くと、下図のような表が表示されます。

The screenshot shows a search interface with a table of proposals and a search filter panel. Callout 1 points to the search filter panel. Callout 2 points to the table header. Callout 3 points to a filter button. Callout 4 points to the search input field. Callout 5 points to the OK button. A callout box on the right explains that data can be viewed from the URL.

年	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	調整法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)
1900	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18



地方の取組の3つの後押し

①提案の中身固め ②提案を行う仲間づくり ③提案の実現に向けた議論

提案募集方式においては、より多くの地方公共団体から、それぞれの地域の実情が反映された提案がなされるよう3つの点から、地方の取組の後押しを行っています。



“提案の中身固め”を後押し 内閣府による「事前相談」

詳細はP.16～19

地域の疑問・悩みに関して、地方分権改革の観点から、どのような事項が論点となり得るのか、また、過去の地方分権改革等において、どのような議論・整理がなされたのかなどについて、地方公共団体から内閣府に派遣されている調査員が相談窓口となり、現場を知る目線から丁寧に対応します。



“提案を行う仲間づくり”を後押し 他の提案団体との「共同提案」

詳細はP.20～21

提案団体と同様の疑問・悩みを抱える地方公共団体から支障事例を募り、共同提案ができます。共同提案を通じて、提案団体の数が増え、より多くの支障事例が集まり、制度改革等の提案内容の説得力を高めることができます。



“提案の実現に向けた議論”を後押し 「提案募集検討専門部会」による議論

内閣府に設置され、行政法をはじめとする専門家から構成される「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会」が、特に重要と考えられる提案について、実現に向けた議論を行います。

具体的には、まず提案団体からのヒアリングを踏まえ、提案の論点や支障事例の検討・整理を行います。続いて、制度を所管する府省からのヒアリングにおいて、地方の側に立ち、部会としての視点や考えを指摘します。

専門部会における議論を通じて、法制面などから提案の中身を整理・充実させ、各府省にも客観的な立場から適切な対応を求めることができます。



提案募集検討専門部会の模様

3 内閣府への事前相談

① 事前相談の受付

相談したい内容が固まった段階で、内閣府への事前相談を行います。

内閣府では、それぞれの団体から寄せられた事前相談について、提案募集の対象であるか、支障事例の具体性、制度改正の必要性や効果等、様々な観点から精査します。

なお、事前相談受付時には、全国の団体から多くの相談が寄せられることから、早めにご相談いただければ、内閣府からより多くの助言を行い、支障事例・制度改正による効果が具体的に明記された、説得力をもった提案にすることが可能となります。

● 寄せられた事前相談を内閣府が精査する際の着眼点

- ▶ 相談内容は提案募集の対象であるか
- ▶ 支障事例や根拠法令が具体的に記載されているか
- ▶ 行政事務効率化や住民サービスの改善に資する具体的な内容が記載されているか(制度改正の必要性や効果)
- ▶ 抽象的な理念論(「べき論」)だけの提案になっていないか
- ▶ 過去の提案募集における検討結果や、地方分権改革に関する過去の議論において、提案内容がどのように取り扱われているか
- ▶ 各府省の審議会や検討会等において、提案内容がどのように取り扱われているか
- ▶ 過去に国に相談したことはあるか(過去の国への相談内容や経緯)
- ▶ 提案団体のみならず、多くの地方公共団体においても効果のある提案内容であるか

② 事前相談を通じた支障事例・論点の明確化

現場の支障事例を、有効なデータや住民生活に影響を与えている事例などで補強することは、各府省に検討や制度改正の契機を与えるものとなります。提案団体と内閣府が協力して提案の裏付けとなる資料を整理し、制度改正を求める論点を探っていきます。

● 支障事例・論点の明確化のため、内閣府が行う助言の主な内容

- ▶ 過去の提案募集の議論等を踏まえ、支障を解消するために考えられる制度改正の方向性
- ▶ 各府省や団体との調整経験を踏まえ、提案の説得力を高めるため、必要と考えられる事実関係やデータの提供依頼



事前相談例

<大阪府からの事前相談>



空家の所有者等を調査するにあたり、他市区町村へ郵送による戸籍の公用請求^(※1)を行っているが、件数が多い上に、大変時間もかかる(年間500件以上の公用請求を行っている市区町村もある)。市区町村の空家対策担当部局の職員が戸籍情報連携システム^(※2)を直接利用できるようにしてほしい。

<内閣府からのコメント>

- 所有者等を調査するために、どのくらいの件数の空家に関して延べ何件くらい戸籍謄本等の公用請求を行ったのか、また、戸籍謄本等を請求しなければ所有者等が特定できない空家は全体の何割程度かというようなデータがあると、より説得力が出ます。
- 空家対策担当部局の職員が戸籍情報連携システムを直接操作できるようにすることを求める提案は、戸籍の秘匿性の観点(戸籍の情報の保護や戸籍事務に対する国民の信頼の確保が求められていること)からハードルが高いので、戸籍部署の職員がシステムを操作する点については変更を求めず、戸籍情報連携システムの間接的な利用により、空家対策担当部局の職員が本籍地に関わらず同じ市区町村内の戸籍部署へ公用請求することを可能とするよう求める提案の方が実現しやすいです。



<大阪府からの提案>

空家の所有者等を特定するため、戸籍情報連携システムを利用して、本籍地以外の市区町村に対しても戸籍謄本等を公用請求できるようにしてほしい。



【東大阪市での事例】

当該年度に
市に苦情通報のあった空家の件数と
そのうち公用請求を行った空家の件数

- 平成30年度 117件/471件 (約25%)
- 令和元年度 72件/214件 (約34%)
- 令和2年度 58件/190件 (約31%)

左記のうち、
戸籍の公用請求を行った回数

- 平成30年度 約580回
- 令和元年度 約430回
- 令和2年度 約580回

本提案については、令和3年の対応方針において、「市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされています。

※1 国又は地方公共団体の機関が法令に定める事務の遂行のために必要である場合において、住民票の写しや戸籍謄抄本等を請求すること

※2 国において戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用し、令和5年度に構築される新システム



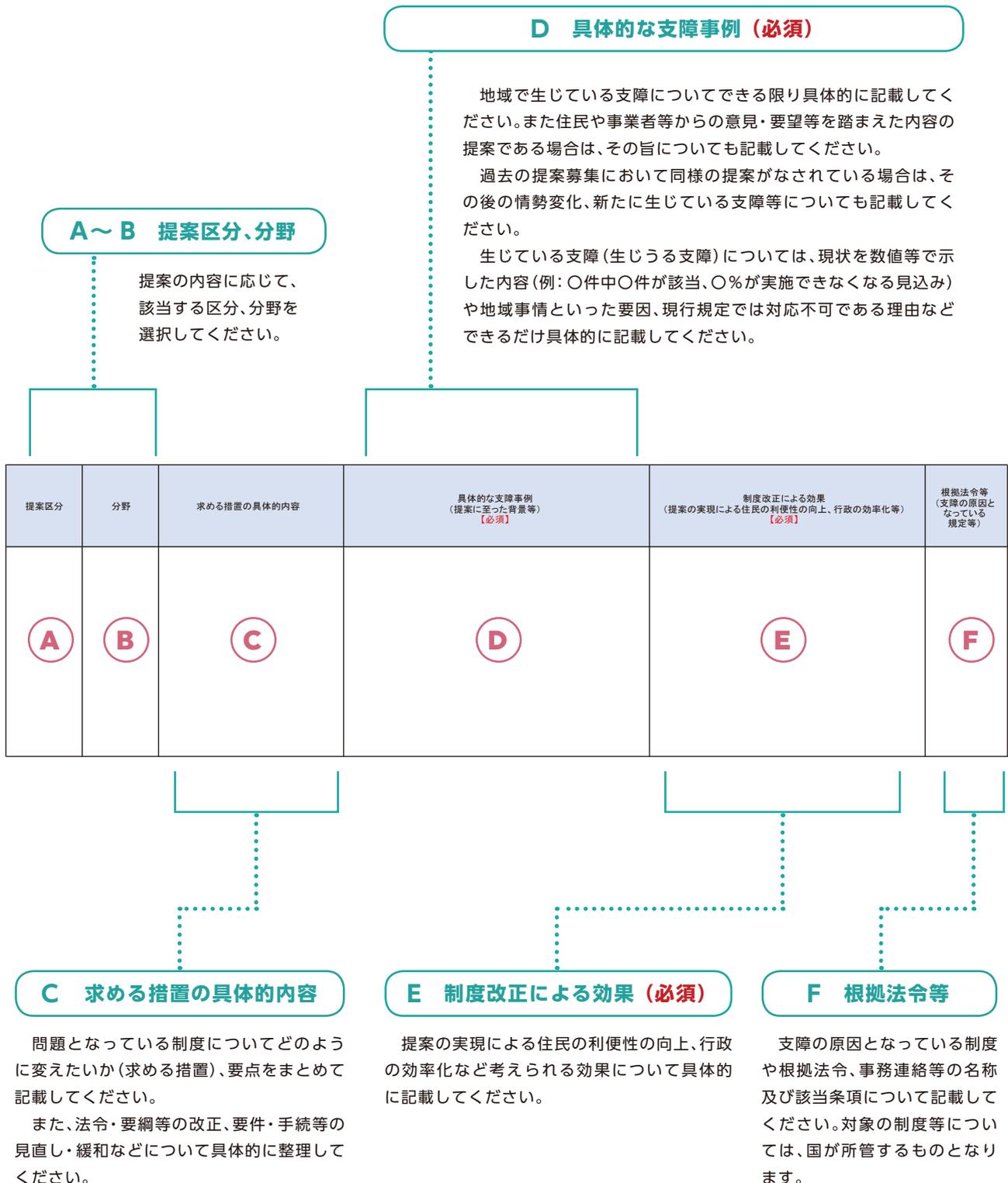
この事例での
アドバイスのポイント

- ◎ 説得力を高めるデータの提示
- ◎ 実現可能性の高い支障解消方法

③ 事前相談様式の記入ポイント

事前相談では、所定の様式に求める措置の内容や支障事例等といった必要事項を記載していただきます。内閣府と課題についての認識共有や議論をスムーズに行えるよう、事前相談様式への記入事項についてのポイントをご紹介します。

※令和3年の事前相談様式をもとに作成しています。



C 求める措置の具体的内容

問題となっている制度についてどのように変えたいか(求める措置)、要点をまとめて記載してください。

また、法令・要綱等の改正、要件・手続等の見直し・緩和などについて具体的に整理してください。

E 制度改正による効果 (必須)

提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化など考えられる効果について具体的に記載してください。

F 根拠法令等

支障の原因となっている制度や根拠法令、事務連絡等の名称及び該当条項について記載してください。対象の制度等については、国が所管するものとなります。

事前相談様式の記入方法等についてご質問がある場合は、お気軽にお問い合わせください。

Q その他

提案内容について特記事項等があれば記載してください。

G 制度の所管・関係府省

対象となる制度や根拠法令を所管する府省名を記載してください。

H～L (必須)
団体所在都道府県、団体区分、団体名、所属・相談者名、相談者連絡先

提案団体名、相談者、連絡先等について記載してください。

O～P
他の地方公共団体への相談内容の情報提供の可否、共同提案の受入可否

提案の説得力を高めるため、共同提案を推進しています。他の地方公共団体へ相談内容の情報提供や共同提案の受け入れの可否について記載してください。
 ※共同提案の詳細は(P.20～21)を参照

制度の所管・関係府省	団体所在都道府県【必須】	団体区分【必須】	団体名【必須】	所属・相談者名【必須】	相談者連絡先(電話番号、Eメールアドレス)【必須】	相談事項に係る政府での検討経緯、国への提案・要望等の状況及び制度所管部署等への相談実績(過去の提案募集、構造改革特区、規制改革等)	相談事項に関係する他の地方公共団体等の状況等(今後の予定も含む)	他の地方公共団体への相談内容の情報提供の可否	他の地方公共団体による共同提案の受入可否	その他(特記事項)
G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q

M
相談事項に係る政府での検討経緯、国への提案・要望等の状況及び制度所管部署等への相談実績

相談内容について過去の提案募集における検討など政府での検討状況等があれば記載してください。また、国や県等への要望、相談等実績があれば記載してください。

※過去の提案実績の確認については、データベース(P.14)をご活用ください。

N
相談事項に関係する他の地方公共団体の状況等

提案により生じうる留意点等に関して、他の地方公共団体等と調整を行っている等の場合には、その状況について記載してください。

また、相談内容について他の地方公共団体等においても同様の支障が生じているなど、状況を把握しているものがあれば記載してください。

4 共同提案・追加共同提案

① 共同提案

提案募集方式では、「全国的な制度改革に関わる提案」を募集の対象としています。そのため、提案団体と同様の疑問・悩みを抱える地方公共団体から支障事例を募り、共同で提案を行う「共同提案」も行っています。共同提案を通じて、より多くの地方公共団体等から支障事例や制度改革による効果が集まり、提案内容の説得力を高めることができます。

共同提案には次ページの事例のように、

- < 1 > 提案団体等が自主的に他団体と連携して行う場合 のほか、
- < 2 > 内閣府が早期に頂いた事前相談の情報を他団体に提供して共同提案を推進する場合 があります。

② 追加共同提案

提案受付終了後に内閣府から各地方公共団体等へ「追加共同提案」の意向や支障事例等の補強等に関する照会を行います。多くの団体が提案の趣旨に賛同の上、追加共同提案団体として名を連ねていただいたり、同様の支障事例を寄せていただくことが、提案内容のさらなる充実を図り、各府省の真摯な検討を促す原動力となりますので、こちらもぜひ活用をご検討ください。

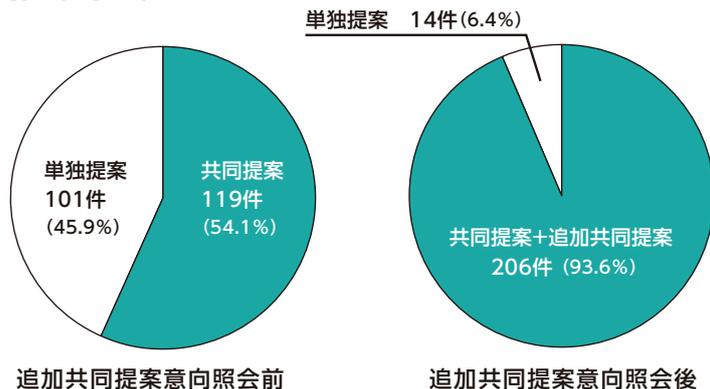
<スケジュール例(令和3年)>

2月25日	事前相談・提案受付開始
4月20日～5月10日	早期に頂いた事前相談の情報提供
5月14日	事前相談受付終了
6月8日	提案受付終了
6月10日～24日	* 内閣府から全地方公共団体等へ追加共同提案の意向、支障事例等の補強に関する照会 * 団体等が、内閣府からの照会に回答
7月2日	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議において提案状況を報告

(参考) 令和3年提案における共同提案等の状況

令和3年においては、提案受付終了時点では半数の提案において共同提案が行われています。

また、追加共同提案後には、約9割の提案において共同提案等が行われています。



高知県・県内市町村、近隣県（四国4県）等との広域連携による共同提案の例

<1>の事例

森林法に基づく行政機関による 森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和

【提案団体】高知県・北海道・徳島県・香川県・愛媛県・安芸市・四万十市・香美市・大豊町・佐川町・梶原町（1道4県3市3町）

<取組内容>

高知県内市町村では森林の土地の所有者の探索に関する業務が増大し、多大な時間と労力を要していました。こうした声を受け、県において提案の検討を始めましたが、提案内容の当事者が市町村であるために、県による単独提案では具体的な支障事例についての説得力が弱いという課題がありました。

そこで、内閣府からのアドバイスを参考に、県内市町村との共同提案に向け、アンケート調査を行い、県内全ての市町村から提案の必要性について賛同を得るとともに、具体的な支障事例を集めることができました。最終的には、県内6箇所ある林業事務所管内を代表する市町及び、同様の課題を有する四国各県等との共同提案に至りました。

県内市町村及び四国各県等が連携し共同提案を行ったことで、相互に支障事例の補強を図り、提案の説得力をさらに高めることができました。

<共同提案形成の流れ>

- 平成31年1月～ 提案に向けた県での検討
- 4月～ 県内市町村に対し、具体的な支障事例のアンケート調査
- 令和元年5月 県内全市町村から賛同、各林業事務所管内の代表市町と共同提案について合意
- 同月 四国各県の提案に対する共同提案の意向調査（愛媛県とりまとめ）において、共同提案に賛同
- 6月 意見集約、共同提案提出

「早期に頂いた事前相談の情報提供」のスキームを活用した共同提案の例

<2>の事例

家畜伝染病に係るワクチン接種を 家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること

【提案団体】長野県・宮城県・千葉県・山梨県・岐阜県・静岡県（6県）

<取組内容>

豚熱のワクチン接種については、実施できる者が都道府県職員である家畜防疫員に限定されているため、効率的かつ継続的なワクチン接種体制を確保することが困難となっていることから、長野県は、民間獣医師による豚熱ワクチン接種の実施を可能とすることを提案しました。

提案にあたっては、提案内容を補強するため「早期に頂いた事前相談の情報提供」のスキームを活用し、内閣府を通じ他の地方公共団体に意見等を募集した結果、他県から追加の支障事例や賛同意見が示され、長野県の働きかけにより6県による共同提案につながりました。

<共同提案形成の流れ>

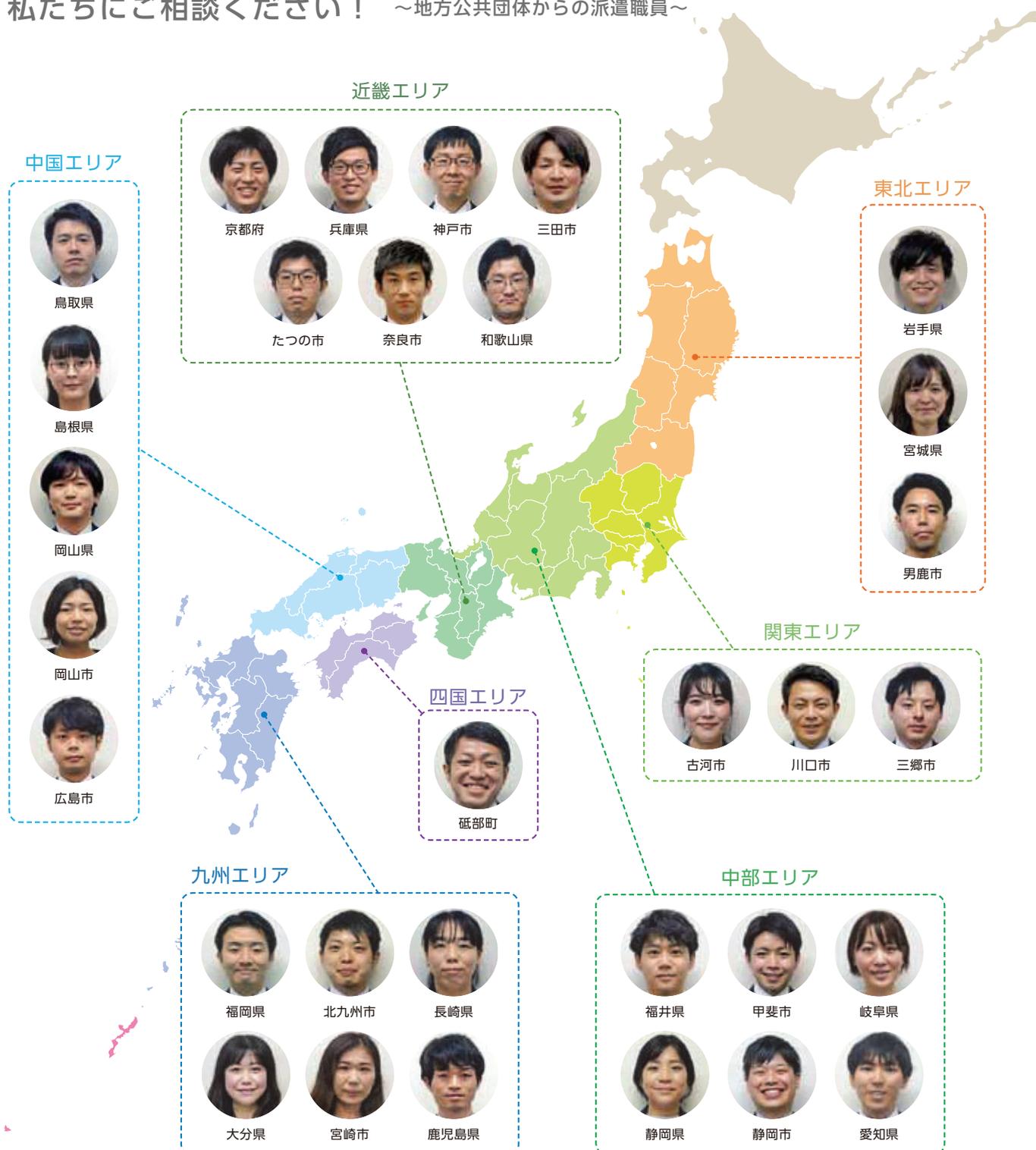
- 令和2年4月中旬 長野県から事前相談
- 同月下旬 内閣府から当該事前相談の内容を各地方公共団体に情報提供
他県から支障事例・賛同意見の提出
- 6月上旬 長野県を含む6県から共同提案

5 地方公共団体からの派遣職員の紹介

安心して「提案募集方式」をご活用いただけます！

内閣府地方分権改革推進室では、各地方公共団体から派遣された調査員が提案募集の実務を担当しています。現在、31名の調査員が地方との連絡・調整の窓口となり、国・地方公共団体双方の仕事を理解する立場から親切・丁寧な対応を心がけています。ぜひ、お気軽にお問い合わせ下さい(令和3年12月時点)。

私たちにご相談ください！ ～地方公共団体からの派遣職員～





寄せられた声のもととなり、 法律や国の制度を変えることができます！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応の制限やテレワークをはじめとした働き方改革等の影響により、これまで行っていた業務が上手く進まないと思うことはありませんか。また、既存の法律やマニュアル等が地域の実情にそぐわず、対応に苦慮した経験はないでしょうか。日頃から地域住民と直接接する機会の多い皆様が実際に経験した課題が、地方分権を進める大きな一歩になると考えています。

とは言いつつも、このハンドブックをご覧になっている多くの皆様は「どのように地方分権を進めていけばよいのか」と感じると思います。そのような時に、本誌で紹介されている「提案募集方式」のご活用をご検討いただければと思います。

私自身、派遣元で勤務している際、担当事務について「こういう風に事務が改善すればより良くなるのに」、また「地方の現場では大変なのに、これをやるメリットってあるのか」と思った覚えがあります。そのような思いを持ちながら、実際に提案募集方式の活用に携わり、実際に地方からの提案が実現していく様子をみて、想像していた以上に、地方でも気軽に分権提案ができる！と感じました。

<実際に提案するには？>

提案募集方式を活用していただくにあたり、はじめに「事前相談」というプロセスがあります。事前相談では、現場で直面した課題をもとにご提案いただいた内容について、具体的な課題を電話やメールにより聞き取りさせていただきます。これは、提案内容における課題をより明確にしたり、別の切り口からの支障解決の方法を検討するなど、提案をブラッシュアップする作業となります。そして、これらを経たものを本提案として提出いただき、各府省との折衝を行い、実現可能となった提案をその年の対応方針に記載し、閣議決定するという流れとなります。

提案後の各府省との折衝や普段の皆様とのやり取りは、各地方公共団体から派遣された調査員が窓口となり対応させていただきますので、内閣府に電話をかけるのは少し緊張すると思われるかもしれませんが、皆様と同じような経験を持つ調査員が、提案の実現に向けて親切、丁寧に対応させていただきます。

<他の団体の提案に協力することも！>

令和2年からは、早期にご提案いただいた案件のうち提案団体の皆様に同意いただいた案件を全国の地方公共団体等へ情報提供し、内容の補強となる意見や共同提案の意向を広く募集する取組を行っています。令和3年は多くの共同提案をいただき、実際に各府省に対し真摯な検討を促す原動力となり、多くの支障事例の解決につながっていますので、そちらのご活用もお待ちしています。

<お気軽にご連絡ください！>

最初は些細なことでも、事前相談を経て大きな提案のタネになる可能性はありますので、まずは「分権提案支援ダイヤル(03-3581-2484)」へお気軽にご相談ください。

国においては現場で起きている実情を即座に把握できないため、提案募集方式を活用していただくことにより「地方で実務上このような課題に直面している」という気づきにつながり、その結果、国及び地方の円滑な事務の推進に寄与するものと考えます。

地方からの提案が全国各地から集まることで、地方分権に向けた大きな一歩になると考えていますので、より良い現場づくりにつなげるためにも、皆様からの幅広いご提案を心よりお待ちしております。

内閣府地方分権改革推進室調査員 佐々木 雅人 (岩手県より派遣)

